

○神戸市保健医療審議会規則

昭和53年12月20日

規則第104号

改正 昭和55年5月30日規則第37号

平成8年4月1日規則第7号

平成12年3月31日規則第100号

平成28年3月31日規則第43号

令和元年10月18日規則第34号

(附則)

令和2年3月31日規則第101号

令和5年3月2日規則第57号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）第2条の規定に基づき、神戸市保健医療審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員45人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 保健医療関係者

(3) 民間各種団体の代表者

(4) 市会議員

(5) 関係行政機関の職員

(6) 市職員（神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）

第3条第1項第4号アに規定する医療職給料表(1)の適用を受ける職員に限る。）

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、審議会から付議された事項を所掌する。

3 専門部会は、会長の指名する委員及び学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する専門委員で組織する。

4 専門委員は、当該専門部会に付議された事項の調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

5 専門部会に部会長を置き、部会長は、専門部会の委員及び専門委員の互選により選任する。

6 部会長は、専門部会の事務を掌理する。

7 部会長は、専門部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、関係する本市の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、審議会の担任する事務について、委員、臨時委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第8条 審議会及び専門部会の庶務は、主管局において処理する。

(施行細目の委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、昭和53年12月27日から施行する。

附 則 (昭和55年5月30日規則第37号)

この規則は、昭和55年6月5日から施行する。

附 則 (平成8年4月1日規則第7号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第100号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の第2条第2項の規定により委嘱され、又は任命された委員は、改正後の同項の規定により委嘱され、又は任命された委員とみなす。

附 則 (平成28年3月31日規則第43号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月18日規則第34号) 抄

(施行期日)

第1条 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日規則第 101 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 2 日規則第 57 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。